

# 第 1 章

---

## 計画策定にあたって

# 1. 計画策定の趣旨

平成11(1999)年6月「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この中では、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題として位置づけています。また、市町村における男女共同参画社会の形成に関する基本的な計画の策定を努力義務としており、男女平等を求める動きはより明確に、より強くなっているといえます。

小川町では、平成18(2006)年3月に、これまでの男女平等に関する計画を継承発展させた「おがわ男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを行ってきました。

しかしながら、職場、制度や慣行、地域活動などの社会の各分野における不平等感は依然として根強く残っていることや、ドメスティック・バイオレンスに代表されるような女性への暴力防止に対する取り組みの強化、若年層における相手からの暴力、いわゆるデートDV\*防止の啓発、女性のチャレンジ支援など、男女共同参画社会の実現のためにはまだまだ多くの課題が残されているという状況にあります。

小川町では、これまでの取り組みを継承しつつも、社会情勢の変化などから生じている新たな課題に対応した今後の男女共同参画関連施策を計画的に推進するため、ここに「おがわ男女共同参画推進プラン(第2次)」を策定します。

\*デートDV:中高生や若者の恋人間で起こる、ドメスティック・バイオレンスと同様の暴力。

## 2. 計画の背景

### (1) 国の取り組み

---

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取り組みとも連動しながら進められてきました。

昭和54(1979)年の国連総会で採択された女子差別撤廃条約を批准するために、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正など、法律、制度面での男女平等が図られ、昭和60(1985)年には同条約を批准しました。

その後、男女共同参画推進本部(本部長・内閣総理大臣)及び男女共同参画審議会の設置を経て、平成8(1996)年には男女共同参画社会形成の促進をめざす「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11(1999)年には男女共同参画社会基本法が制定され、翌平成12(2000)年には、この法に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。さらに、平成17(2005)年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、平成22(2010)年には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるに至りました。

法律面においても、平成13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という)が制定され、さらに被害者の自立支援を明確にする観点から平成16(2004)年及び平成19(2007)年には保護命令制度を拡充するなどの改正法が施行されました。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の数度に渡る改正が行われ、女性の社会参加を促すための整備が図られました。

## **(2) 埼玉県の取り組み**

---

埼玉県では、昭和55(1980)年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和61(1986)年に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成7(1995)年には、21世紀を展望した女性行政の第3次総合計画となる「2001彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成12(2000)年には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、この年10月には、条例に基づく男女共同参画に関する苦情処理機関を設置しました。

平成14(2002)年には、第4次計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定、平成19(2007)年には、新たな課題に対応するため、プランの一部を見直しました。この間、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「With Youさいたま埼玉県男女共同参画推進センター」の開設など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。また、平成18(2006)年には、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、平成21(2009)年には、DV防止法の一部改正に伴い、新たな基本計画を策定しました。

### (3) 小川町の取り組み

---

小川町では、平成2（1990）年に小川町婦人問題協議会（平成8年より小川町女性問題協議会に変更）が設置され、平成3（1991）年には女性情報紙「かがやき」の創刊、平成4（1992）年には婦人問題意識調査が実施されるなど、女性の地位向上に向けた取り組みが体系的に始まりました。

平成5（1993）年には、男女平等社会確立のための基本的な方向性を示す「小川町女性プラン」を策定しました。この計画に基づき、女性問題に対する計画的な取り組みを進めるとともに、平成10（1998）年には住民の意識や、新たな課題を把握するために「女性問題に関するおがわ男女共生プラン住民意識調査」を実施しました。

平成12（2000）年、国や県における各種の制度改正や、新たな課題に対応すべく、これまでの取り組みを発展させ「おがわ男女共生プラン」を策定しました。さらに平成17（2005）年には、計画から5年を経た住民意識の変化や生活実態を把握するために「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」を実施しました。平成18（2006）年には、「おがわ男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な男女共同参画関連施策を継続的に行ってきました。

#### 【 「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」の概要 】

- ①調査対象地域：小川町全域
- ②調査対象：町内在住の満20歳以上の男女個人
- ③サンプル数：1,000人
- ④抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- ⑤調査方法：郵送配布一郵送回収
- ⑥調査期間：平成17年10月19日～11月7日
- ⑦回収結果：492票（回収率49.2%）
- ⑧本文中の結果の表示について
  - ・図表中の「n」とはその設問への回答者数を表します。
  - ・図表中の%はnを基数とする百分比です。
  - ・百分比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## ■ アンケート結果からみる小川町の状況 ■

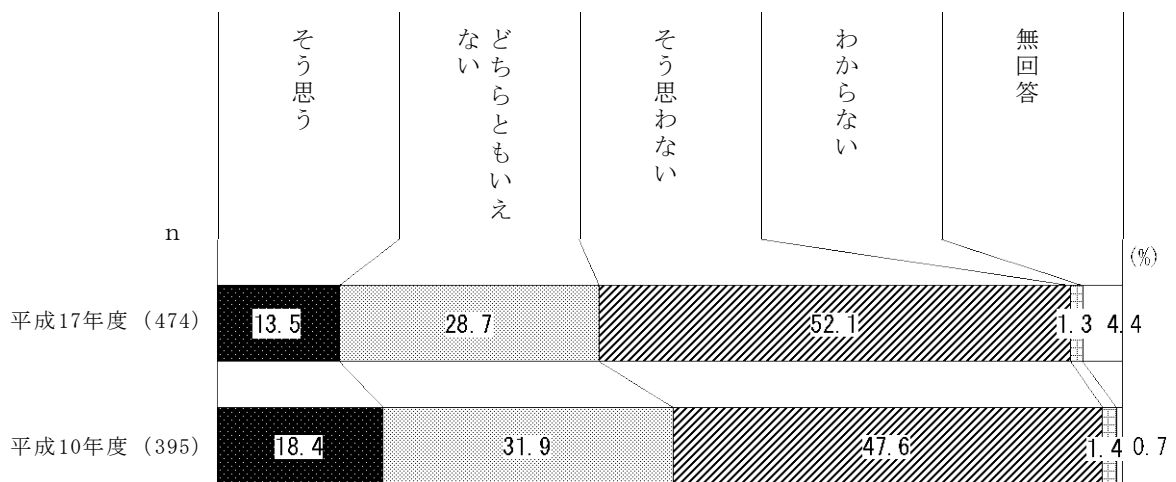
平成17年に行った「男女共同参画推進プラン住民意識調査」の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担に対して否定的な考え方をする人が、男女ともに前回調査（平成10年）より多くなっており、町民の男女共同参画意識の浸透がみられます。（図表1参照）

しかしその一方で、社会の各分野に対する男女平等の評価に関しては、「社会の習慣やしきたり」、「職場」をはじめとして多くの分野で依然として不平等感が残っており、男女共同参画社会が実現したとは言えない状況です。（図表2参照）

また、男女共同参画に向けた重点施策要望としては「働く環境の改善」、「家事・育児の手助け」、「保育事業の推進」などをあげる声が多く、今まで以上に具体的な環境整備に向けて、さらに計画的に男女共同参画施策を推進していくことが求められているといえます。（図表3参照）

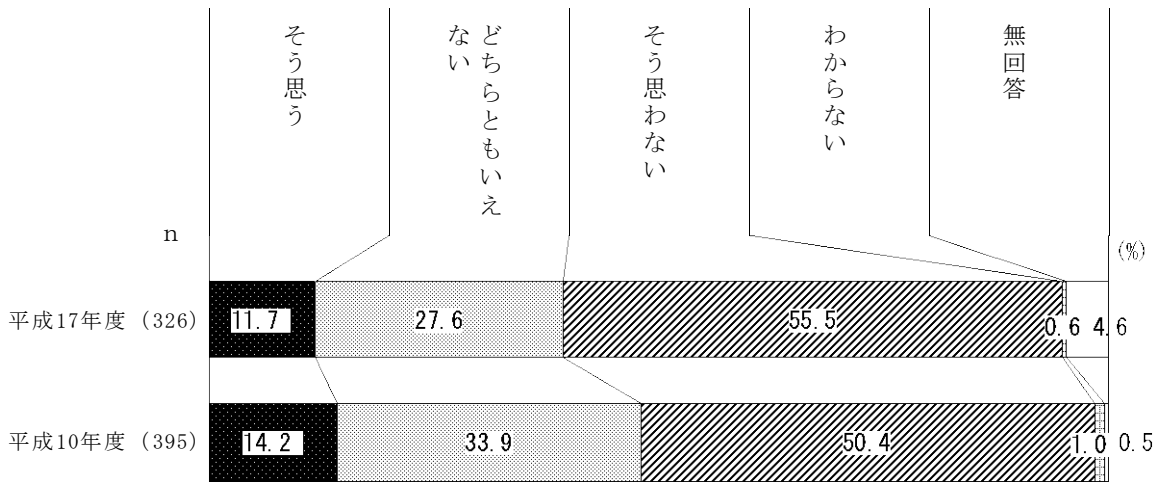
【図表1 「男は仕事、女は家庭」という考えについて】

全体

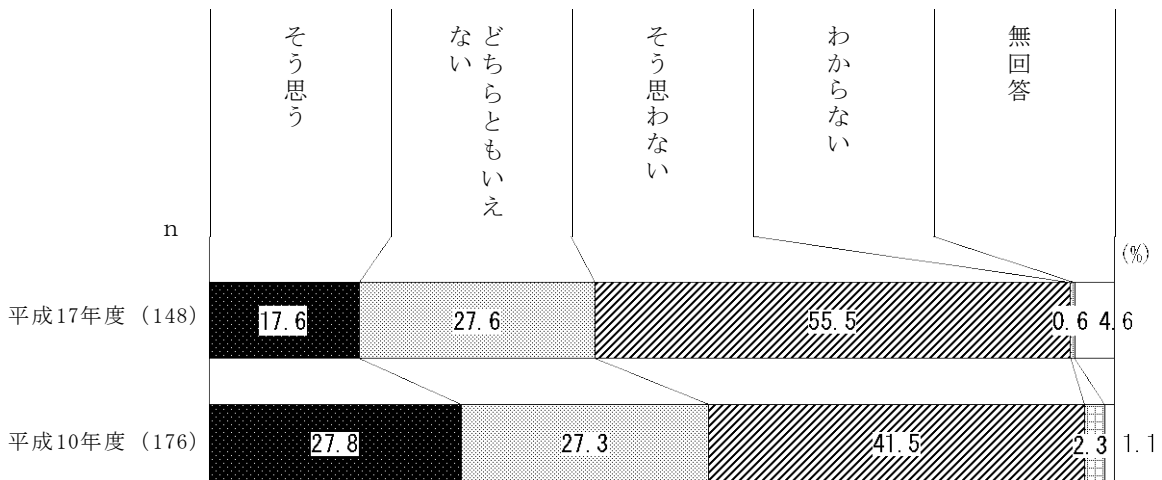


【図表1 「男は仕事、女は家庭」という考えについて（続き）】

女性

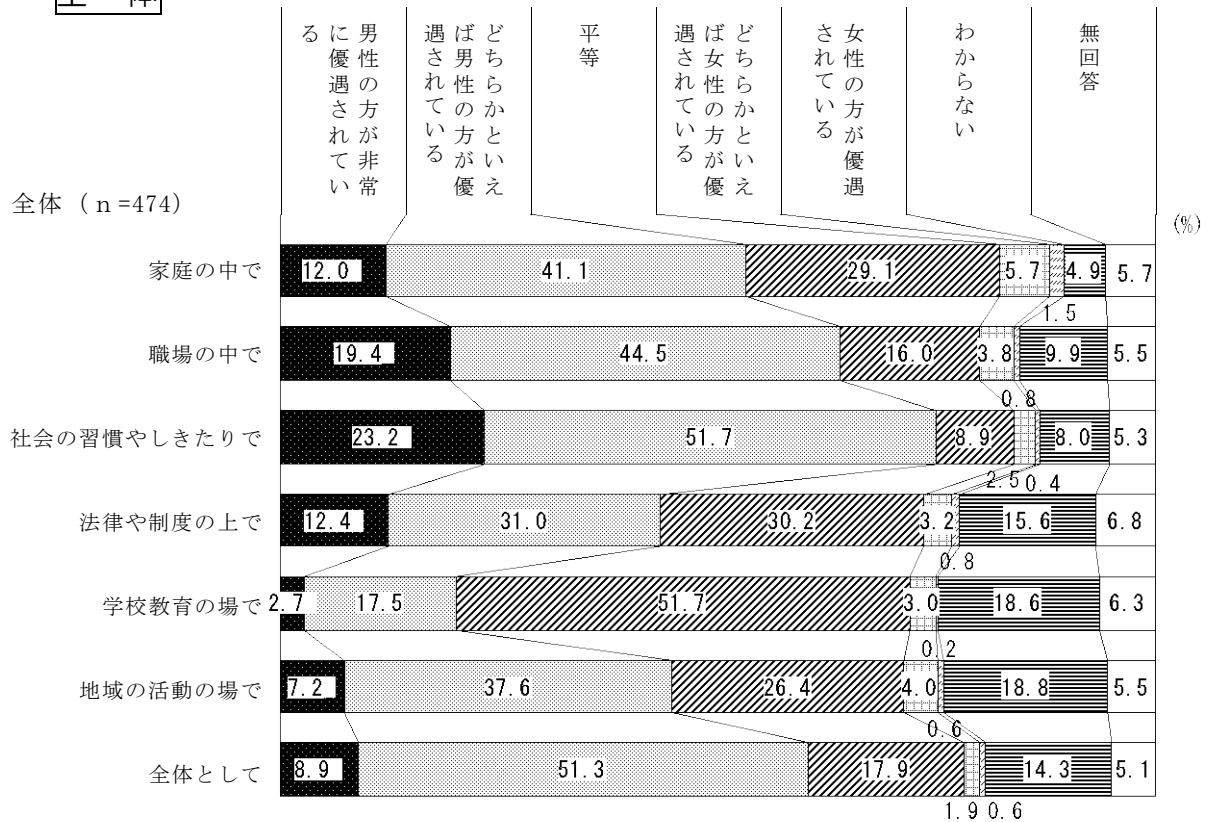


男性

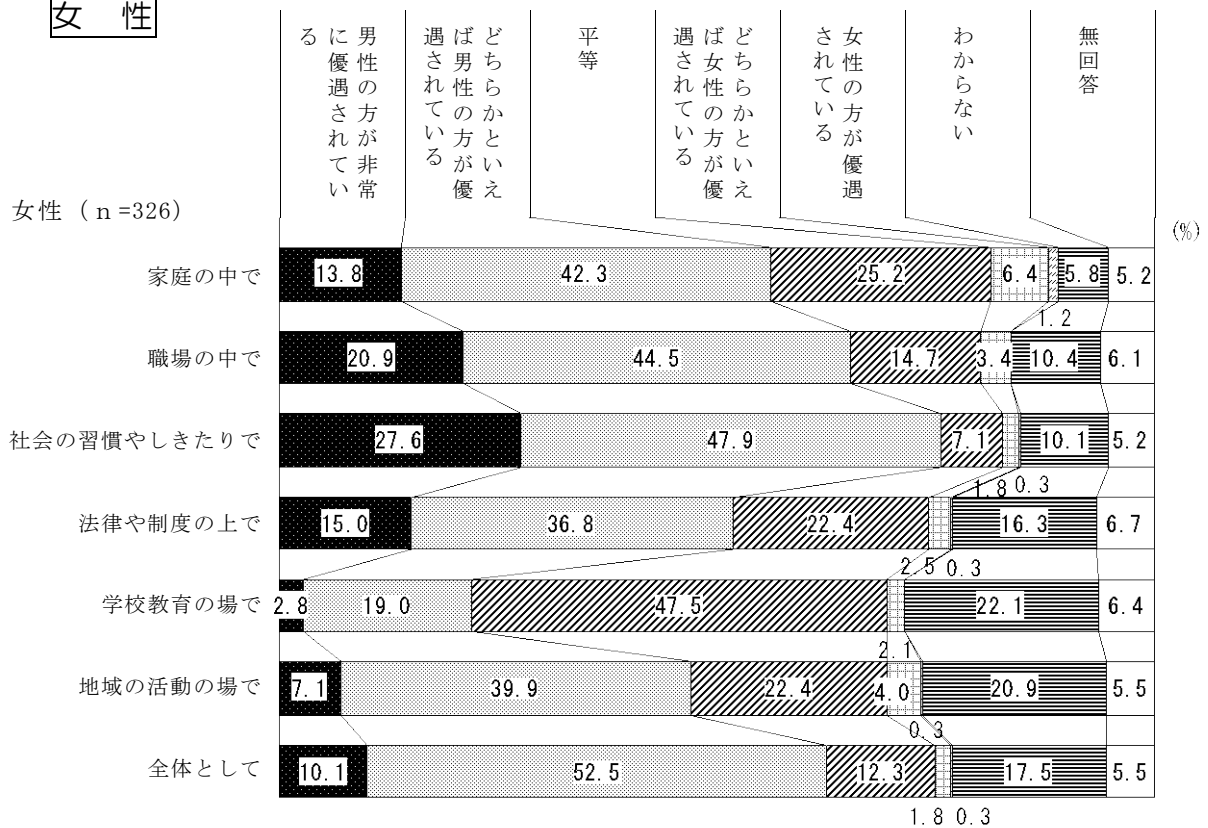


【図表2 分野別男女平等評価】

全体

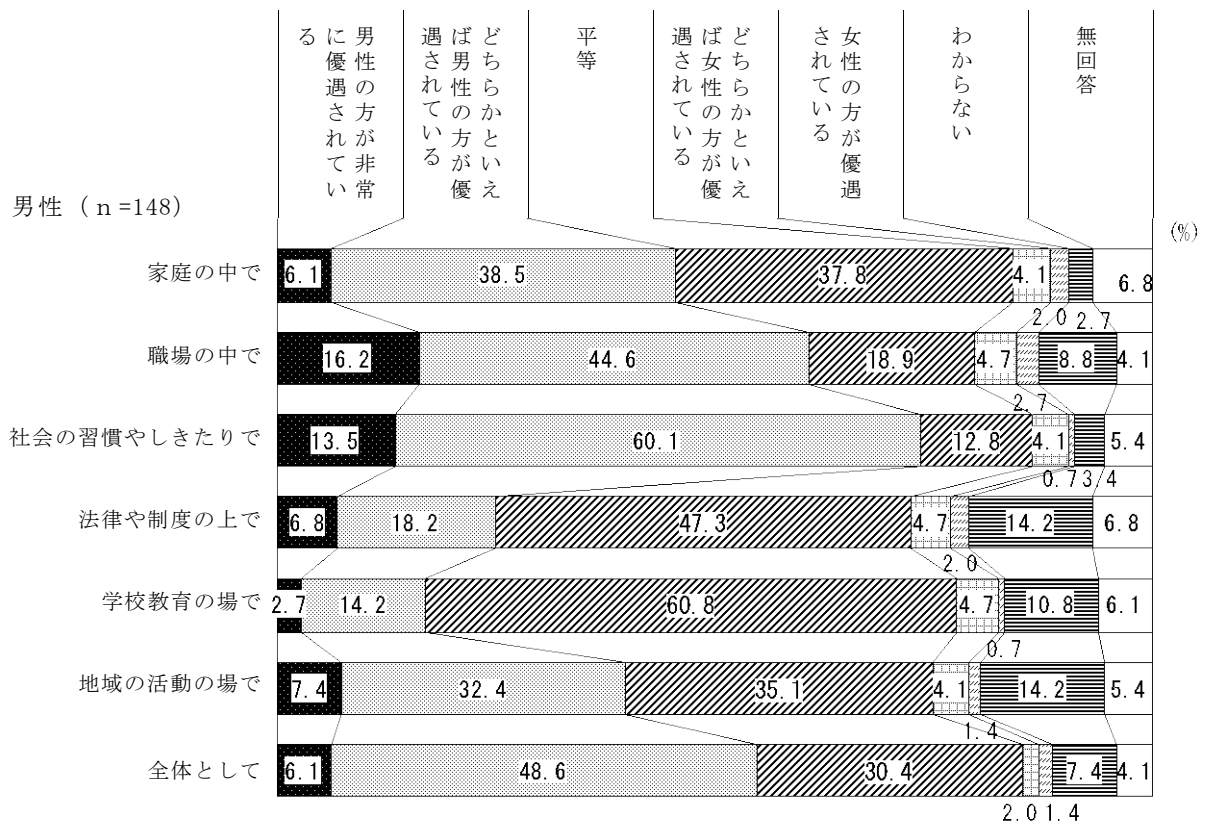


女性

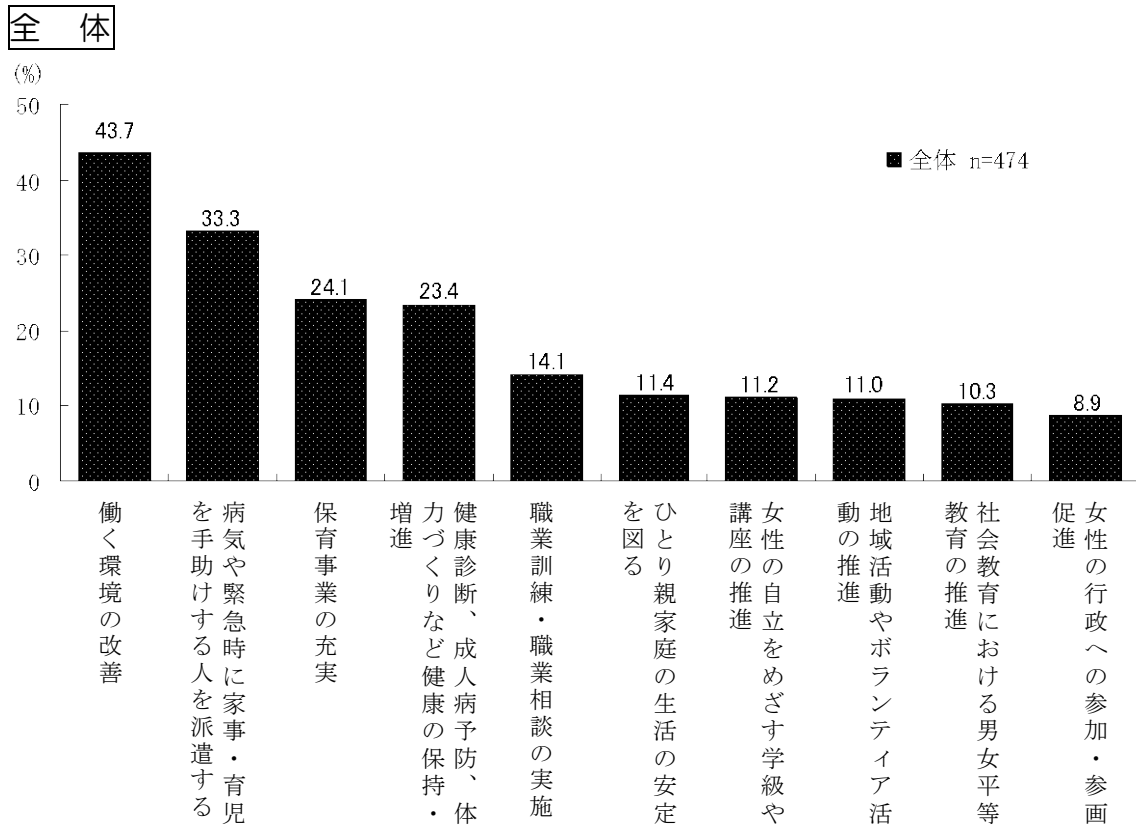


男性

【図表2 分野別男女平等評価（続き）】



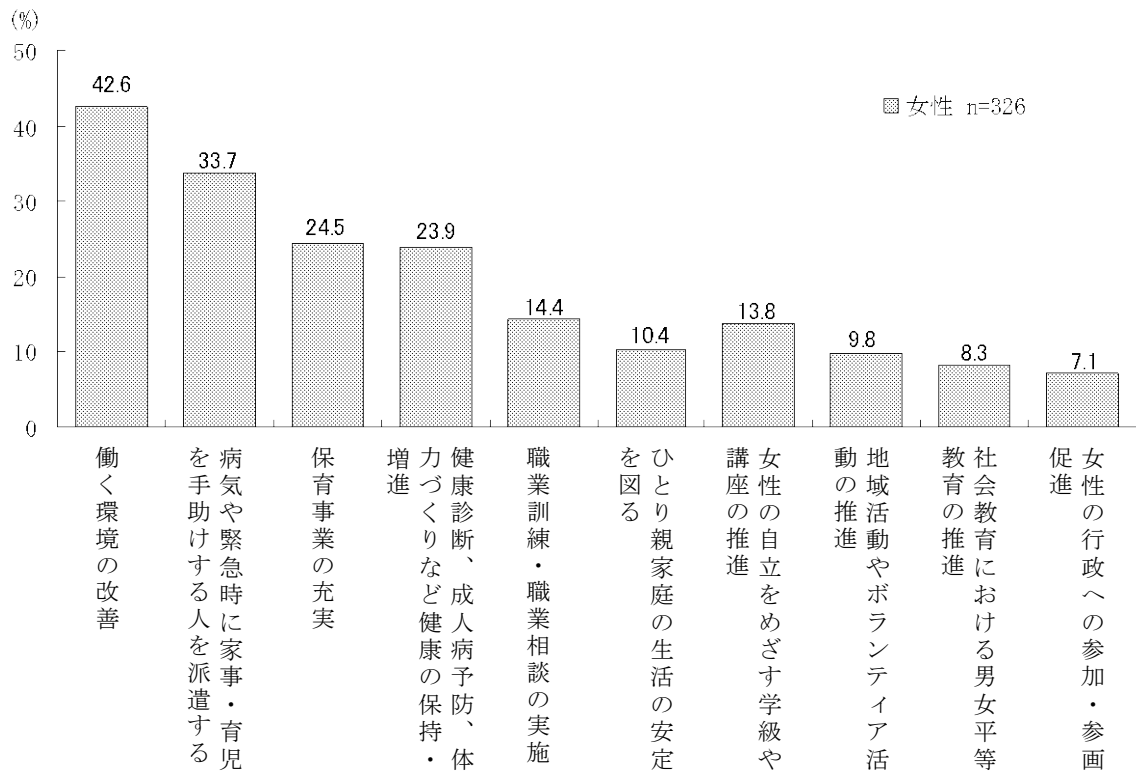
【図表3 男女共同参画社会実現に向けて重点とする施策（上位10項目）】



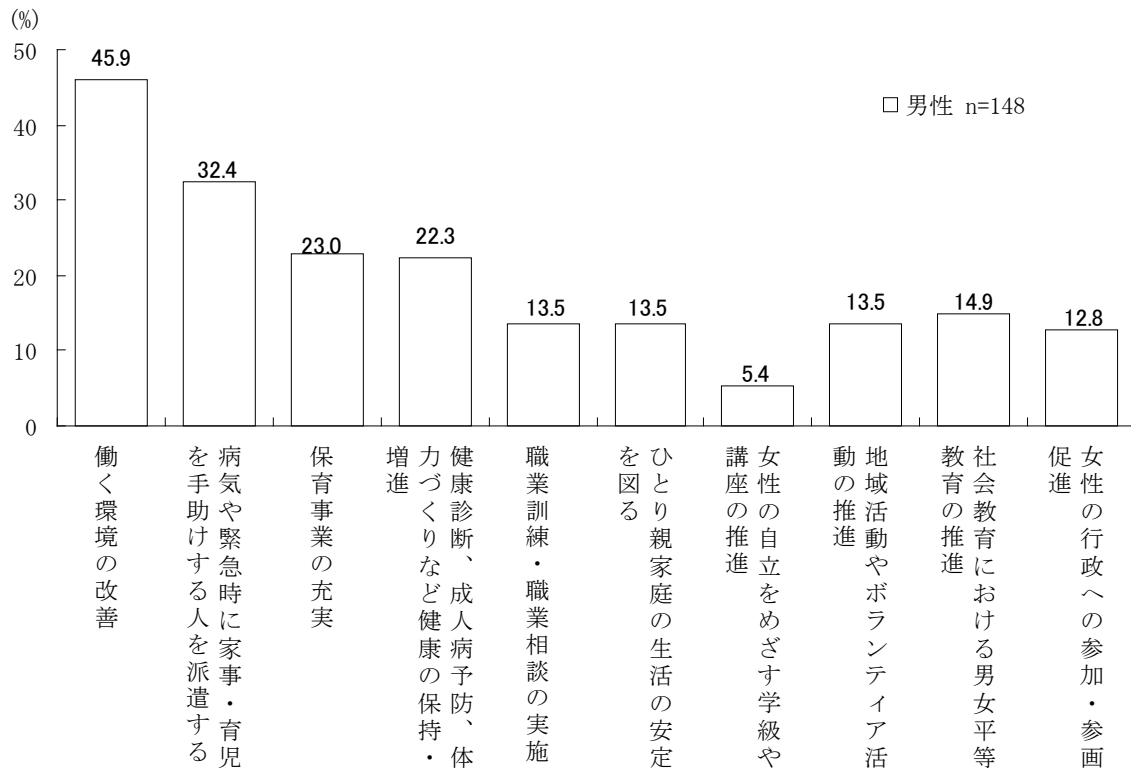


【図表3 男女共同参画社会実現に向けて重点とする施策（続き）】

女性



男性



### 3. 計画の性格

- (1) この計画は町における男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方向性と具体的施策の内容を示すものです。
- (2) この計画は国の「男女共同参画基本計画（第3次）」及び県の「埼玉県男女共同参画推進プラン」を踏まえるとともに、「小川町第4次総合振興計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。
- (3) この計画は、平成17年度に実施した「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」の結果や、小川町男女共同参画推進協議会の提言等を尊重して策定したものです。
- (4) この計画は、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を含んだものです。
- (5) この計画は、町がめざす方向や施策、事業を明らかにすることによって、町民の理解と協力を得て、さらなる参画を期待するものです。

### 4. 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて見直しを行い、事業の効果的推進を図ります。

